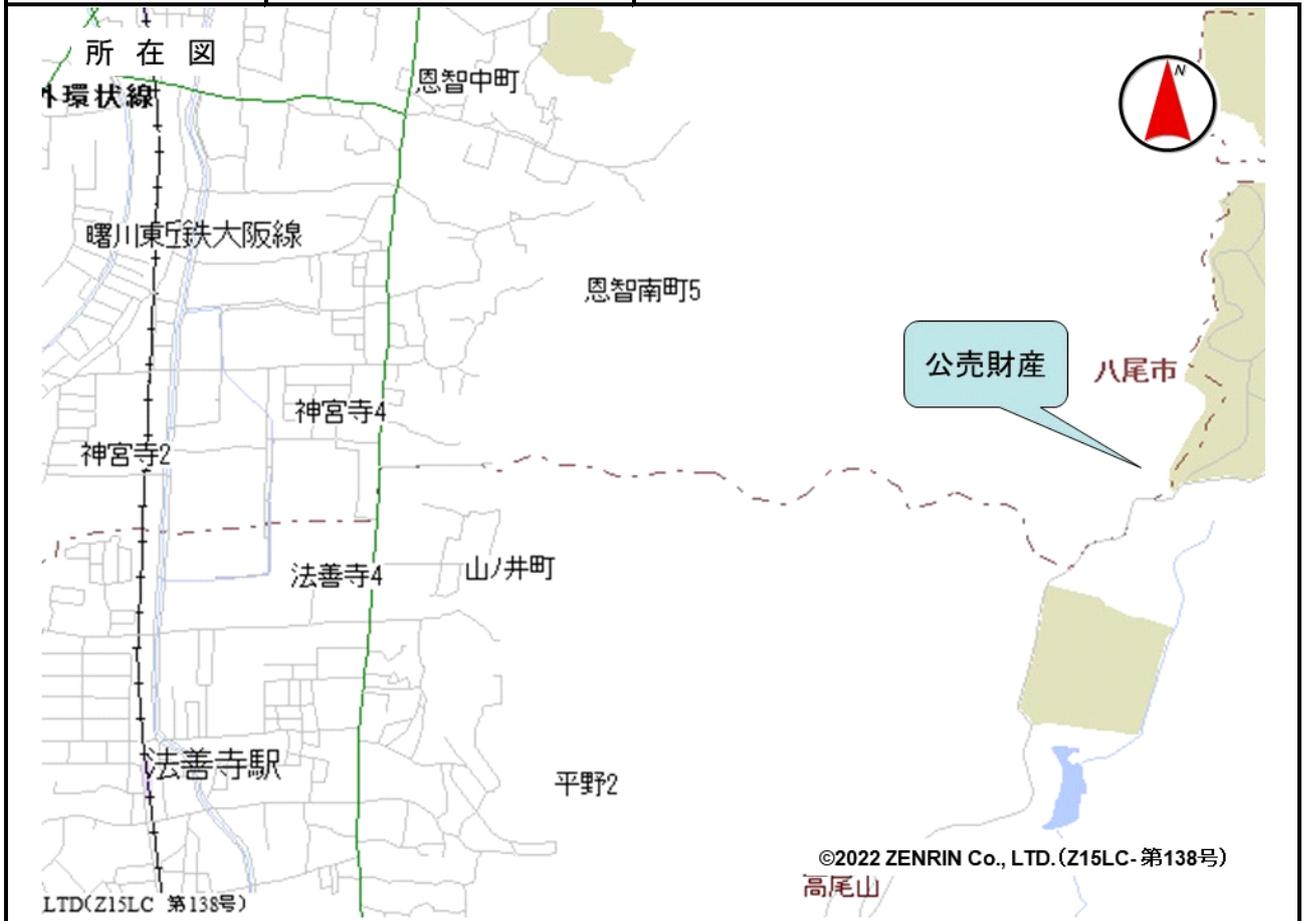


|        |  |       |          |
|--------|--|-------|----------|
| 売却区分番号 | 730-2  |       |          |
| 見積価額   | ¥766,000   | 公売保証金 | ¥100,000 |
| 財産の表示  | <p>1 所在 大阪府八尾市大字恩智<br/>地番 1723番1<br/>地目 山林<br/>地積 12447 m<sup>2</sup></p> <p>2 所在 大阪府八尾市大字恩智<br/>地番 1726番<br/>地目 田<br/>地積 1550 m<sup>2</sup></p> <p>3 所在 大阪府八尾市大字恩智<br/>地番 1727番<br/>地目 田<br/>地積 261 m<sup>2</sup></p> <p>4 所在 大阪府八尾市大字恩智<br/>地番 1728番<br/>地目 田<br/>地積 1018 m<sup>2</sup></p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p> |       |          |
| 公法上の規制 | <p>市街化調整区域<br/>建ぺい率 60% 容積率 200%</p> <p>宅地造成工事規制区域<br/>周知の埋蔵文化財包蔵地「高安古墳群」<br/>高安・生駒山並み眺望景観区域<br/>金剛生駒紀泉国定公園<br/>砂防指定地</p>  |       |          |
| 接道状況   | 公売財産1は、南側で幅員約6.4メートルの舗装市道「大県信貴線」にほぼ等高に接面する。  |       |          |
| 地盤・地勢  | 公売財産1～4は4筆一体で、不整形な画地であり、地勢は、公売財産1は西または南向き、公売財産2～4は南西向きの下り傾斜である。  |       |          |
| 使用状況等  | <p>公売財産1～4は、令和6年3月現在、利用されておらず、公売財産1は雑木林等が、公売財産2～4は雑草等が繁茂している。</p> <p>なお、公売財産2～4は、令和6年3月現在、八尾市農業委員会に届出された小作人等はいない。</p>  |       |          |
| 管理状況等  | —  |       |          |
| 特記事項   | <p>公売財産1には、公売により抹消されない地役権が、次のとおり登記されている。</p> <p>原因 令和4年8月19日設定</p> <p>目的 電線路の支持物を除く電線路を設置（張替・増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地の立入り、通行もしくは使用の認容並びに電線路の最下垂時における電線の高さから4・80メートルを控除した高さを超えた建造物及び工作物の築造並びに爆発性、引火性を有する危険物の製造、取扱い、貯蔵、その他電線路に支障となる立竹木の生育等電線路に</p>  |       |          |

|        |  |       |          |
|--------|--|-------|----------|
| 売却区分番号 | 730-2  |       |          |
| 見積価額   | ¥766,000   | 公売保証金 | ¥100,000 |
|        | <p>支障となる一切の行為の禁止。</p> <p>範囲 送電線路線下両保安線間の土地1449・00平方メートル<br/>要役地 八尾市東老原二丁目49番<br/>地役権図面第41号</p> <p>公売財産には、相当の縄伸びがあると見込まれる。<br/>買受希望者は、入札期間中に入札書と併せて、「農地買受適格証明書」を提出すること。</p> <p>権利移転及び危険負担の移転の時期は、農業委員会又は都道府県知事の許可若しくは届出の受理があった時とする。</p> <p>公売財産の上空には、電線が通過しているものと見込まれる。<br/>公売財産には公図上、里道が存在するが、現況において存在しないと見込まれる。</p>   |       |          |
| 住居表示等  | 大阪府八尾市大字恩智1723番1ほか   |       |          |
| 最寄駅等   | 近畿日本鉄道 大阪線 堅下駅 北東方約5キロメートル（道路距離）   |       |          |
| その他事項  | 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。  |       |          |
| 留意事項   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。</li> <li>2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</li> <li>3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。</li> <li>4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。</li> <li>5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> <li>7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。<br/>ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。</li> <li>8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。</li> <li>9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。</li> <li>10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</li> </ol> |       |          |

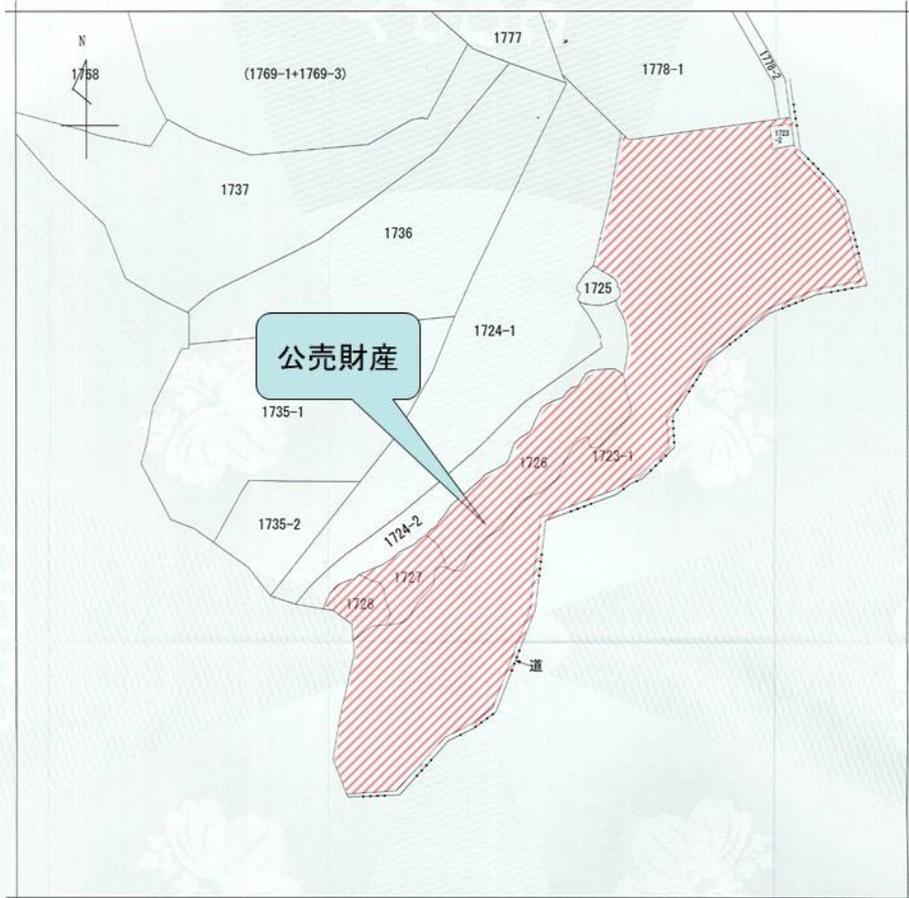
売却区分番号

730-2



売却区分番号

730-2



売却区分番号

730-2

